

死因究明等推進計画について

令和3年7月

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室

死因究明等推進計画の策定までの経緯

令和元年
6月12日

基本法公布

＜基本法の定め＞

- ・厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を設置
- ・本部において死因究明等推進計画の案を作成

令和2年
4月 1日

基本法施行

- ・内閣府から厚生労働省に総合調整機能が移管
- ・厚生労働省医政局に死因究明等企画調査室が設置

6月

第1回 死因究明等推進本部

- ・死因究明等推進計画検討会の設置

7月～
令和3年3月

死因究明等推進計画検討会
(計6回開催)

(3月8日 第6回検討会
報告書案の議論)

5月

第2回 死因究明等推進本部

- ・死因究明等推進計画の案の取りまとめ

6月 1日

死因究明等推進計画 閣議決定

以降3年毎に計画を見直し

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- 人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- 法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- 死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- 公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

○死因究明等の基本的な考え方

- 国の責務（具体的施策の実施）
- 地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- 大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- 医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- 計画の対象期間は策定後3年を目安とする

3 死因究明等に関し講ずべき施策

- 基本法に定められた基本的施策を柱として、各省庁の取り組む施策を記載。（次頁）

4 推進体制等

- 3年に1回計画を見直し、毎年1回計画のフォローアップを実施
- 必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記

「死因究明等に関し講ずべき施策」に記載の主な施策

(1)死因究明等に係る人材の育成等

- ・ 専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省】
- ・ 都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会等の実施【警察庁、海上保安庁】
- ・ 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師等への還元【警察庁、海上保安庁】

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- ・ 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大【文部科学省】

(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・ 都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力【厚生労働省】

(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・ より効果的・効率的な検視官の運用【警察庁】
- ・ 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化【警察庁、海上保安庁】

(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援（異状死死因究明支援事業、死亡時画像診断システム等整備事業）【厚生労働省】
- ・検案に係る費用の基準や算定根拠の在り方等の研究と還元【厚生労働省】
- ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発【厚生労働省】
- ・地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】

(6)死因究明のための死体の科学調査の活用

- ・薬毒物・感染症等検査の充実【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・死亡時画像診断の研修の更なる充実【厚生労働省】

(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】

(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の検討【厚生労働省】
- ・解剖等データベースの整備【厚生労働省】
- ・CDRについての検討【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
- ・必要な関係行政機関への通報・情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・遺族等への丁寧な説明【厚生労働省】

(9)情報の適切な管理

- ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】

死因究明等推進協議会の設置状況

令和3年3月末時点

＜死因究明等推進協議会が設置・開催済みの都道府県＞ 41 都道府県

年	設置都道府県（※日付は第1回協議会が開催または設置された日）
平成26年度	愛媛（8月19日）
平成27年度	福岡（4月13日）、東京（5月15日）、滋賀（6月2日） 新潟（7月27日）、秋田（8月19日）、岡山（11月19日） 茨城（12月7日）、高知（1月26日）、静岡（2月2日） 兵庫（2月3日）、岐阜（2月17日）、埼玉（2月17日） 北海道（2月26日）、福井（2月26日）、三重（3月16日） 千葉（3月18日）
平成28年度	山口（7月14日）、愛知（7月27日）、佐賀（10月5日） 広島（11月1日）、徳島（1月30日）、石川（3月21日） 富山（3月30日）
平成29年度	群馬（9月14日）、栃木（9月27日）、大阪（11月15日） 鳥取（12月13日）、長野（1月30日）、大分（3月28日）
平成30年度	山形（5月24日）、沖縄（8月2日）、福島（8月8日） 長崎（2月14日）、神奈川（2月26日）、京都（3月27日） 香川（3月28日）
令和元年度	山梨（8月27日）
令和2年度	鹿児島（8月28日）、和歌山・熊本（3月24日）

異状死死因究明支援事業

令和3年度予算(令和2年度予算)

107,544千円(107,544千円)

目 的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

事業内容

○補助先:都道府県 ○補助率:1/2

① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施

② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施

③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施

④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費

(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因
又は身元の調査等に関する法律」
に基づき実施するものを除く。

死亡時画像診断システム等整備事業

医療施設等設備整備費補助金(令和3年度予算案額34億円)及び
医療施設等施設整備費補助金(令和3年度予算案額53億円)の内数

目 的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

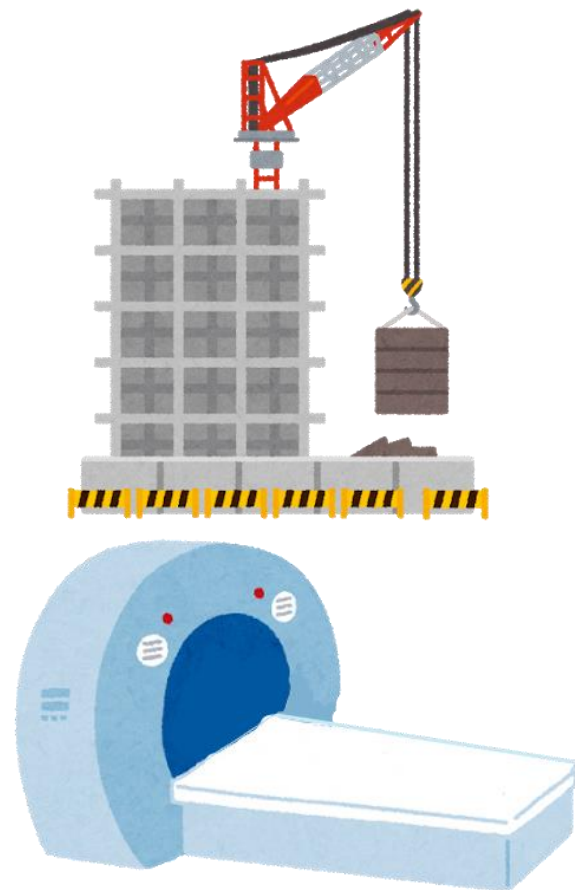
事業内容

①施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

②設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



死体検案講習会

令和3年度予算(令和2年度予算)
19,526千円(19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクリーニング(実習)
を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画(R3.6.1)】

厚生労働省において、(中略)引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。また、(中略)基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、(中略)全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

【具体的な取組】

○平成26年度以降

- ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で実施
(平成25年度までは全国1箇所のみ)
- ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

死亡時画像診断読影技術等向上研修

令和3年度予算(令和2年度予算)

11,235千円(11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

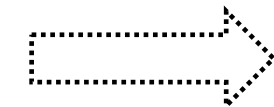
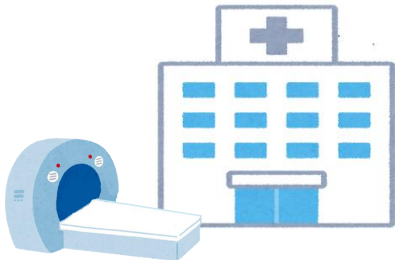
- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設



画像データ等を
分析委員会へ提供

分析委員会



＜日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置＞

- 関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成
- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

- ・死亡時画像を撮影する医療機関、施設等
- ・死因究明支援事業を実施している大学等

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和3年度予算(令和2年度予算)
36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

※ 令和2年4月1日から施行

目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながることを、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ることを、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
 - ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
 - ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視
- 【組織】本部長: 厚生労働大臣、本部員(10名): 本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

検討【附則第2条】

国は、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について、本法施行後3年を目途として検討を加えるものとする。